# 議会報編集委員会　記録

１　日　　時　　　令和２年１月９日（木）

　　　　　　　　　開会　　午後　１時０８分

　　　　　　　　　閉会　　午後　２時０８分

２　場　　所　　　議会会議室

３　出席議員　１０人

| | |
|---|---|
| 委　員　長 | 成田光雄 |
| 副委員長 | 尾上一彦 |
| 委　　員 | 久保大憲 |
| 委　　員 | 松井邦人 |
| 委　　員 | 金谷幸則 |
| 委　　員 | 泉　英之 |
| 委　　員 | 岡部　享 |
| 委　　員 | 押田大祐 |
| 委　　員 | 小西直樹 |
| 委　　員 | 松井桂将 |

４　欠席議員　０人

## ５　職務のため出席した職員

【議会事務局】

| | |
|---|---|
| 参事(議事調査課長) | 福　原　　　武 |
| 議事調査課長代理 | 石　黒　隆　司 |
| 議事調査課副主幹 | 朝　倉　雅　彦 |
| 議事調査課調査係長 | 牧　野　仁　美 |
| 議事調査課主任 | 河　原　絢　加 |
| 議事調査課主任 | 牧　石　真　理 |
| 議事調査課主任 | 田　伏　由　佳 |

## ６　協議結果について

### １　とやま市議会だより（No.６３）の発行について

協議の結果

表紙写真(第１案)、表紙ベースカラーは桃色、紙面掲載内容の修正などについて決めた。

## ７　会議の概要

委員長　　　　ただいまから、議会報編集委員会を開会いたします。

協議に先立ち、委員会記録の署名委員に、久保委員、松井邦人委員を指名いたします。

本日の協議事項は、「とやま市議会だより（№６３）の発行について」であります。

それでは、事務局から説明願います。

議事調査課長　それでは、とやま市議会だより第６３号について御説明いたします。

レイアウトにつきましては、昨年１２月２日に開催いたしました議会報編集委員会でお決めいただいておりますけれども、一部変更となったところもございます。

まずページ数ですけれども、御案内のとおり１２ページとなっておりまして、発行日は２月２０日となります。

１ページ目の表紙写真は、後ほど御協議いただきます。

それからまた表紙の色も、現在は桃色になっておりますけれども、後ほどお決めいただきたいと思っております。

２ページには、１２月定例会の概要を掲載しております。

まず上から、見出しに１８億５，６４１万余円の補正予算等を可決いたしまして、リード文は記載のとおりであります。
その下に定例会の日程、令和元年度予算の１２月補正規模の表、それから可決した主な議案、可決された意見書、請願の審議結果を掲載しております。
写真につきましては、本会議場での起立採決の様子と、富山駅に設置されておりまして更新及び改修が予定されている富山駅周辺公共交通等情報案内システムを掲載しております。
３ページは賛否が分かれた議案などの会派別賛否一覧、それから委員会、諸会議の開催状況と、写真はごらんの会議の様子を掲載しております。
４ページと５ページにかけましては、議会運営委員会と５つの常任委員会の審議の一部を掲載しております。
まず４ページ目は、議会運営委員会と予算決算委員会の委員長報告と、４つの分科会の分科会長報告の一部を掲載しております。
写真は、議会運営委員会の審議の様子など、ごらんのとおり掲載しております。
５ページには、４つの部門別常任委員会の委員長報告の一部を掲載しております。
写真は、富山市古洞の森自然活用村を掲載し

ております。
６ページは、さきに御案内のとおり、今回が初めてとなりますけれども、予算決算委員会の決算関連議案の委員長報告から要望や意見について掲載しております。
次に、７ページから１０ページにかけましては、今回質問されました２２名の議員の一般質問の一部について掲載しております。
まず７ページにつきましては、柞山議員、成田議員、松井　桂将議員、竹田議員、髙田真理議員と、下段左側にはトランジットモール社会実験の写真を掲載しております。
８ページは村石議員、江西議員、泉議員、小西議員、松井　邦人議員、金谷議員を掲載しております。
９ページは、島議員、久保議員、尾上議員、村上議員、大島議員と、富山えごまのロゴマークを掲載しております。
１０ページは、松尾議員、東議員、赤星議員、上野議員、佐藤議員、岡部議員を掲載しております。
１１ページにつきましては、これまでと同様に傍聴、議会中継、会議録の閲覧ですとか請願・陳情に関する御案内、議員の寄附行為の禁止について掲載しております。
ただ、傍聴のところで、さきの当委員会にお

きまして御意見がありました傍聴の際の注意事項を追加掲載しております。
それからまた、下段右側には昨年１１月１２日に開催されました議員協議会の研修の様子について、写真とともに追加掲載をいたしました。
１２ページは、まず上のほうから、行政視察報告を掲載しております。
建設委員会の県外視察と市内視察、厚生委員会の視察について、視察日と視察先、視察内容、視察時の写真を掲載しております。
中段からは、とやま市議会だよりアンケートを掲載しております。
左側下段の回答用紙は、こちらもさきの当委員会で御意見がありましたとおり、はがきに張りやすいように、はがきサイズより少し小さ目にいたしました。
それからまた、回答の締切りは３月１３日金曜日必着とさせていただきました。
プレゼントにつきましては、富山市ガラス美術館企画展、富山市科学博物館、富山市ファミリーパークの３つの施設のペア招待券をセットにいたしまして、抽選で１０名の方にお届けしたいと思っております。
今回から科学博物館とファミリーパークにも御協力をいただいたということでございます。

それから抽選日になりますけれども、３月定例会中の中で抽選日を設けまして、各委員に引いていただきたいというふうに考えております。

最後に、下段右側には３月定例会の日程、これはまだ現時点での予定でありますけれども、掲載しております。

説明は以上でございます。

委員長　　それでは、表紙写真については後ほど協議することにしまして、そのほかの掲載内容について何か御意見はありませんか。

松井邦人委員　３ページ目、委員会・諸会議の日程欄中、１２月１９日厚生委員会の協議事項等のところなのですが、参考人からの意見聴取について、括弧の中に、自転車障害賠償責任保険・中学校生徒の自転車利用等というふうに書いてあるのですけれども、これは意見聴取した団体名でいいのではないかなと思います。これについては、厚生委員会の議事係担当者と文言の書き方が正しいかどうかを調整していただければと思います。

委員長　　これは確認します。

岡部委員　　２ページの契約案件のところで、小・中学校のトイレの環境改善の業務委託について、Ａブロックとかｂ・Ｃブロックとかと書いてあるのですが、恐らく市民の方は見てもわからないと思います。できればどんな内容なのかちょっと書くとか、あるいは小学校何校、中学校何校の洋式化が進められますというような感じで書いたほうがわかりやすいのかなというふうに思います。

議案は確かに何々ブロックとなっていますけれども、これは私たちは見て、どこかわかるのですけれども、一般の人はわからないと思うので、少しわかりやすくしたほうがいいのかなと、こういうふうに思います。

松井邦人委員　今のところなのですけれども、そういうことを言うと、ほかの議案も全部注釈を書かなければいけないということになるので、むしろ逆にＡブロック、Ｂ・Ｃブロック、Ｄブロックというもの自体を消してしまって、富山市小・中学校トイレ環境改善業務委託という形だけで終わらせたほうがスマートではないかなと思います。

委員長　　今のことについて、ほかに意見はありますか。

副委員長　これは、問題ないかとは思いますが、事務局に消すことがいいのか悪いのか聞いたほうがいいですね。

議事調査課長　消すことについては、問題ありません。

委員長　では、ここで決めてもいいということなので、詳細を書くか、とってすっきりとさせるかということですが、ほかに意見はないですか。

松井邦人委員　あと、１２ページの行政視察報告のところなのですけれども、まず厚生委員会の「ＭＵＲＯＹＡ」の説明のところが、障害者・高齢者の自立支援というだけになっているのですけれども、ほかのところへの説明では取組みという形で書いてあるので、障害者や高齢者の自立支援の取組みという形で、どういった内容のことを視察に行ったのかということを追加して記載したほうがいいのではないかなと思います。
それと、１２月１９日の建設委員会の市内視察のところで、かけかえ工事の取組み状況と書いてあるのですけれども、基本的にこれはかけかえ工事の状況でしかなく、取組みではないので、取組みという言葉は削除していただきたいと思います。

久保委員　まず、２ページ目の可決した主な議案、これは可決をしたと上に書いてあるのですが、木下章広君に対する議員辞職勧告決議については全会一致で可決をしたため、３ページの賛否が分かれた議案等の一覧の表に入ってこないので、決議の横に括弧で全会一致というふうに書いていただいたほうが、読まれた方はよりわかりやすいのかなと思います。
全会一致のものは全会一致と書いたほうがわかりやすいかと思いますし、賛否が分かれた議案等を３ページに記載しており、ちょっとわかりづらいかなと思いますので、もしよければ協議していただきたいです。
あわせて、意見書は国会及び関係行政庁などへ提出しましたと記載がありますが、私たちもどこの関係行政庁へ出したのかはよくわからないので、例えば国会と国土交通省など、実際に出されたところが表記されれば、よりわかりやすいのではないかなと思います。スペースもあいています。

委員長　２点ですね。意見書の関係行政省庁のところは、確かにスペースはあるから可能かもしれません。

松井邦人委員　事務局に確認したいのですが、意見書を提出

するときは、各担当省庁に意見書を提出するのか、それとも、例えば内閣府に出して、そこから割振りしてもらうという仕組みになっているのか、どのような仕組みになっているのかわかれば教えてください。

議事調査課長　意見書は、官房長官などのほか、個別に関係しているところへも送っておりまして、同じ方が兼務している場合もありますが、意見書１通につき大体４、５カ所程度、多いときは９カ所ほど送ることもあります。

松井邦人委員　そうであれば、逆にここに９カ所も提出先を書けないという考えもありますね。
ただ、担当部局が例えば総務省１カ所であれば、そこに送りましたというのは、久保委員が言っていた方法が伝わりやすいのかもしれないですけれども、それが、もし多いところで９カ所という形であると、逆にここに書くと余計わかりにくくなる可能性があるのではないかなと思うので、そこら辺は少し考えたほうがいいのかもしれないのかなと思います。

久保委員　全て書かなくとも、例えば主たるところで、あとほか何カ所というのがわかると、大体こういうところに出ているのだなというのがわ

かると思うので、それはそういう形でいかがでしょうか。

委員長　ほかに何かありますか。

押田委員　１１ページについて、福原参事から傍聴の際の注意事項を掲載したと説明がありましたが、注意事項中の私語や飲食に関する記載は、おそらく先日の本会議で、議長から傍聴人へ再三再四にわたる注意があったことに端を発していると思うのですけれども、私の言葉で言えば、いわゆるやじという言葉を思いつくわけです。
私語にはやじも含まれるのか、事務局に一度確認してほしいのです。私語というのは、つぶやきも私語ですし、誰かに言葉を出すというのは果たして私語なのかどうなのでしょうか。広い意味では、多分私語なのでしょうけれども、果たして伝わるものなのでしょうか。
私がなぜそんなことを言うかというと、今回の場合は、退室時に捨てぜりふを残すなど、私が議員になってから今までで一番ひどいやり方だったなと思うからです。怒りがあるということまでは見て理解できたわけですけれども、何をやってもいいというわけではないと思うのです。

あのような行為を私語という範疇に入れていいのかどうか、皆さんで協議していただけませんか。

委員長　今の押田委員の意見について、皆さん、何か御意見はありますか。

泉委員　その私語に対する文言についてというよりも、前回の議会で傍聴人が退席を命じられた件を踏まえて、もちろん脅しではないのですが、あまりにも目に余る行為をした場合は退席を命じられることがありますという程度の注意を書き加えたらいいのではないかという気はしています。
以上です。

松井桂将委員　３ページの賛否一覧で、二重線が引いてある欄がありますが、これはどういうことですか。

委員長　これは１２月２日にも同じ内容がありますので、誤って重なっているため消したということです。

小西委員　ちょっと戻りますけれども、私語とやじとおっしゃいましたが、それを分けるのも非常に難しいのではないですか。私語ややじとかと

書くということですかね。

委員長　そうですね。これは読む人がどう感じるかだと思いますから、やじが私語に含まれればそれでいいのか、それともそうではなくて伝わり方という点から、やじを入れるかどうかだと思います。

押田委員　私語というのは、例えば「えっ」というふうに驚くのも私語であり、あくまでも「えっ、そうなの」というふうにもしつぶやいたとしでも、これは私語と言えば多分私語だと思うのですよ。
ただ、相手に「おい、ちょっとそれはおかしいじゃないか」というふうに言ったら、これも一応、私語ですけれども、私語という範疇に入るのでしょうか。
今回、議長から注意されたということは、私語という範疇をもう超えていると思うのですが、泉委員が言われたとおり、退席処分になるほどの私語という形でいいのでしょうか。
それはもう私語の域を多分超えていませんか。

岡部委員　ここには私語や飲食などと書いてありますが、その後の会議の妨害というところが一番大事なところだと思うので、そこは読み取っても

らうのでどうでしょうか。
要は会議の妨害をするような行為はだめですよというほうがストレートな伝え方かなというふうに思うので、許されるなら、そんな書き方のほうがわかりやすいのではないですか。

松井邦人委員　事務局に確認なのですけれども、この傍聴の際の注意事項という、この文言というのは、決まった文章として存在しているものをそのまま載せているのか、その辺りについて教えてください。

議事調査課長　例規集にあります傍聴規則につきましては標準的なものが示されておりますので、それに基づいて注意書きをつくっております。
今の議会だよりに載っております言葉につきましては、決められた傍聴規則をなるべく端的にまとめたといいましょうか、そういった感じでつくっております。傍聴される傍聴人の方にも、「傍聴される皆様へ」という形で注意事項をお渡ししているのですけれども、例えば今のところ、私語に関しましては、私語など会議の妨害になることは慎んでくださいというふうに、傍聴規則をまとめた感じのもので表現しているということです。規則そのものは標準的なものはしっかりございます。

松井邦人委員　実際、傍聴に来られる方にも渡している文書の文言と近いのであれば、逆に無理してやじという言葉をつける必要はないのではないかなと思いますので、今のままで構わないのではないでしょうか。
ただ、先ほど泉委員が言っていましたけれども、例えばルールを守らなかったら退席させられることがありますということを入れるかどうかは、皆さんで決めたほうがいいのかなとは思います。

委員長　今の御意見について、ほかに何かありますか。
今、泉委員が言われた退席を入れるかどうかについてですけれども、入れることに否定がないのなら、入れるということでよいですか。

押田委員　やっぱりそのような事態が起こった定例会号として発行される議会報なので、入れたほうがいいのではないかなと思います。
そこまで強い表現ではなくても、そぐわない行動をした場合は退席を願うこともありますですとか、ルールを守って傍聴くださいというような言葉でもいいかもしれません。

松井邦人委員　すみません、あまりそれは入れなくてもいいのかなと思います。

守らない人を前提に全戸配布するものではないと思いますし、守らない人に対してはその場で毅然とした対応をとってもらえればいい話だと思います。こういったことがありますよということをお伝えするだけでいいのではないかなと思うので、なくてもいいのではないかなと思います。

泉委員　　あえて私は強硬にそれを推し進めるわけではありませんので、皆さんの御意見に従います。以上です。

久保委員　　４ページ目の一番下で、総務文教分科会の人件費補正への反対意見なのですけれども、これはそのまま市長、副市長、教育長など特別職の期末手当の引上げについては反対であるとなっています。これでは賛成意見は言わずもがなで賛成であるということになり、反対意見だけを書いてあるのはちょっと違和感があります。
もうちょっと意見らしい意見であればいいのですが、賛成か反対かだけのものであれば賛否は前のページの一覧に載っていますので、これは削除していただきたいと思います。

委員長　　４ページの総務文教委員会の反対意見ですね。

これについて、ほかに御意見はありますか。

議事調査課長　ここにつきましては、双方の意見があれば、当然双方を掲載するところなのですが、今回の場合は反対意見しかなかったので、これしか載せようがなかったということでございます。

久保委員　ですから、内容がこれしかないのであれば書く必要はないということです。
もちろん本来なら、賛成の意見と反対の意見があって、こういう意見が両方から出ましたよとか、その意見の内容に特筆すべきようなことがあるのだったら記載しておけばいいと思うのですけれども、これはそのままなので、そもそも記載する必要がないと言っているのです。反対意見だけが載っていますが、そのほかの皆さんは賛成しています。

委員長　皆さん、これについて、削除する意見をいただきましたがどう考えますか。

小西委員　これは委員会で討論があったのですから、賛成だろうと反対だろうと、中身がどうだろうと、やっぱり一言は記載すべきだというふうに思います。

久保委員　　なので、さっきから言っているのは、理由がもうちょっと明確に入っていれば、市民の皆さんがこれを見たときに、こういう意見があったんだということがわかるわけですよ。議案の中に対しての意見ですから、どういう意見なのかというのがもうちょっとあればいいのですけれども、この反対か賛成かだけだったら前のページに載っていますよということなので、それを言っているのです。
前のページの賛成か反対かだけではわからない、例えば理由みたいなものが入っているのだとしたら、これは書くに値するのかなと思うのですけれども、これは賛成か反対かだけなので、だからあえてここに反対の意見だけを載せる必要はないということを言っているわけです。

小西委員　　理由について、もう少し書き加えるとかすればいいのであって、これはまとめたから、こういうことになっているのではないですか。

副委員長　　どうなのでしょうか。実際、総務文教分科会でどのような意見表明をされたかですよね。

委員長　　事実というか、それをまとめてここに掲載してあります。

このことについてほかに意見はありますか。

泉委員　　　　こういう議会報に載せるか載せないかという決まりを、今言ったようなところで定義していかないといけませんよね。

要は、こういうふうに反対討論さえ出せば基本的には議会報に載るのだというようなことになると、必ず反対討論に対して賛成討論がきちんと必要になってくるみたいな流れになってしまいます。先ほどの久保委員の意見されたことについては柔軟にやっていかないと、これが反対討論さえすれば必ず議会報に載るとなれば、当たり前のことでも反対討論という流れになってしまうので、ここはやっぱり重要な部分だと思いますし、私は久保委員の意見に賛成です。

基本的には議事録の中で、理由づけがあった上で反対と述べていれば、それは載せるべき価値はあると思うのですが、議事録の中で、そういった理由もなく、ただ単に教育長なり市長、副市長の人事費補正について反対であるというだけの討論だったら、載せるべきではないのではないかと私は思います。

議事調査課長　確認でございますが、ここに載っているのは委員長報告から抜粋したものです。委員長が

報告していないものはここには載せておりませんので、あくまでも委員長報告があったものについて、ここに載せているということでございます。

久保委員　委員長報告があったものから載せるものを抜粋するのは、誰の権限でやっているのかというのがまずわからないのですが、委員長報告であるというのはわかりました。
ただ、これを議会報に載せるか載せないかを今ここで決めているわけです。委員長報告したもののうち、抜けているものは何一つもないのかといったら、多分ものによってはあるのだろうと思いますので、そういうことを言い始めたら、委員長報告で触れた案件は全部入れないといけないということなのですが、これは全部入っているということでいいのですか。

議事調査課長　委員のおっしゃるとおり、これまでには抜けているものもあります。

久保委員　ならば、これを特筆して入れるべきではないということです。

委員長　今、意見をいただきました。

この委員会で、載せるかどうかは判断すべきだと思うので、これについて意見はありませんか。

岡部委員　　その反対意見にも、こういうことで反対だという中身があったと思います。そこをちゃんと載せればいいのではないでしょうか。
これだけを見ると、ただ単に反対だという感じだけれども、どういう趣旨でこれに反対したという中身だったのではないかと私は思います。

委員長　　福原参事、実際の委員長報告のときの文言はわかりますか。

議事調査課長　　委員長報告はまさしくこれだけでした。

岡部委員　　そうなのですか。すみません、失礼しました。

副委員長　　委員長報告はこれだけだったのかもしれないけれども、実際の意見はどうだったのでしょうか。

委員長　　これだけではないはずです。

岡部委員　　多分、人事委員会勧告との関連をかねて言わ

れたと思います。

松井桂将委員　今はそのときではないという、そういう反対だったかと思います。

久保委員　分科会の討論というか意見の表明も大事だと思うのですが、そこを非常に重要視されるのだとしたら、本会議での討論のほうがより重要なのだろうと私は思っています。

ところが本会議での討論については、ほかのページで場所を割いていませんので、今回は削除した上で、次回から、例えば討論があった場合に、討論をもう少し書いていく、充実させるというのであればいいと思います。分科会で都度都度反対賛成、常に賛成の意見を言うと、あわせて常に賛成の意見も載せなければいけないというような話になってくるとややこしくなると思います。今回のここは見た目から、市民の何もわからない方が見られたときに、あたかも反対意見しかなかったかのように思われて、なぜそれが可決されているのかどうなのか非常にわかりづらいと思うので、今回はここは削除しておけばいいのではないかなというふうに思います。

委員長　意見をいただきました。ほかに何かあります

か。

久保委員　６ページ目の、まず定員適正化計画の件なのですけれども、これは多分読まれた方が、賛成意見と反対意見を対比したときに、反対意見において、何がだめというか、反対しているのかというのが、これから読み取れないと思うのですが、皆さんどうですか。

この定員適正化計画というテーマで、何に反対しているのかというのが、ここからはちょっと読み取れないのです。

松井邦人委員　事務局に確認なのですけれども、これも委員長報告の文章をそのまま載せているということでいいのですよね。

議事調査課長　そのとおりでございます。

松井邦人委員　そうであれば、反対意見がどう言っているかわかりにくいなんてどうでもいい話であって、そういう反対意見を述べられたということを淡々と伝えればいいだけの話です。一々反対意見が正しく書いてあるどうのこうのではなくて、反対意見を述べられた力量がここに出ているということを見せることが大事なのではないかなと思うので、委員長報告書をその

まま載せているのであれば、そのままでいいのではないでしょうか。

久保委員　どの議員の発言かもわかりませんので、議会全体がばかだと思われるだけですから、私はあまりそれは芳しくないと思っています。
ただ言いたいのは、何の観点で反対をして、どうするべきだったのかということがわからないものですから、これを広報誌として掲載することがどうなのかということです。
委員長報告というのはもちろんよくわかるのですが、それではもう委員長報告と書けばいいだけの話で、本質的にはもうちょっとこの方の反対の趣旨というものがわかるのだったら書けばいいのかなとも思ったのです。
個人的には、何に反対だったのか、市民の皆さんがわからないということにしかならないと思います。

松井邦人委員　久保委員に申しわけないのですけれども、反対意見が、何に対する反対かわからない程度の意見表明だったということを知ってもらうことも大事なのだと思うのです。
だからそれは、逆に、委員長報告のまま掲載すべきです。
反対意見の、この程度の反対意見なのかどう

かわからない文章を書かれているということは、それは一般の人たちが、議会報に載せることによって、それは議会としてこの程度かと思われる部分は恥ずかしいけれども、受け入れるしかないのではないかなというふうに思っています。

久保委員　委員長報告は委員長に一任していますので、委員長が作ったことになっています。
これは委員長の文章能力がなかった、要はその意見のとりまとめができなかったということにつながり、委員長の名誉にかかわることです。その点について、委員長はすばらしい委員長ですので、委員長の責任だとかということに付随しないように、しっかりとその趣旨をまとめていただければというふうに思いますが、このままでいいと皆さんが思われるのだったら、私はそれ以上言いません。
もう１点だけ、調理業務民間委託のところで、反対意見を読みますと、これは低賃金で未経験の方、経験が浅い方なども従事されるようになりという点については、多分事実としてあり得るというか、そうなのだろうなと思いますが、ふれあいの機会についても後退が見られたということが書いてあります。
これは、あたかもこういったことが事実とし

て起こったというふうに断言されているかのように感じるのですが、この事実については、当局側が本当にそうだということを認めているのかどうなのでしょうか。要するに、事実かどうかに関しては、当局側の見解をきちっと聞かないと、事実とは違うことがあるのだとしたら、これは掲載すべきではないのではないかなというふうに思っていますが、これは当局はこのとおり認めているということなのでしょうか。

小西委員　　私も何カ所か調理現場のほうに視察に行って、当局の方も一緒に行かれて聞いていますけれども、結局、業者さんになると、直接生徒と調理員さんとふれあうということができなくなっているわけですから、実情やっぱりこういうふうな状態だということは言えると、事実だというふうに思います。

そのように直接話をすることができなくなったというふうに言われているわけですから。

押田委員　　私は当局の方にちょっとお話をお伺いして、学校給食の調理業務は、今までのスタイルである市の職員の方々がつくられる料理よりも、逆に民間委託した場合のほうがすぐれた場合もあるという意見を聞いております。

それなりに民間の教育であったり、それだけの経験を積んだ人間をそこに配置することによって、その業務を守りたいというのがあるので、これは一概に反対意見は、一人一人の主観ですから何とも言えませんけれども、今言われた未経験だとか低賃金だとかというふうに言われると、事実ではないのではないかなというところも多少感じております。

松井邦人委員　さっきの議論もそうなのですけれども、この委員長報告なりの中身に関しては、議会報編集委員会の委員会メンバーで議論する話ではないはずです。

むしろそういうのであれば、今後これを反省した上で、議会運営委員会なりに提言していって、委員長報告のあり方も含めて、どう検討していくのかということを助言していくべきではないでしょうか。

ここで、この一字一句について協議するというのは、本当は議会報編集委員会の委員の責務ではないような気がしますので、そこは考えた上で進めていっていただきたいと思います。

委員長　松井委員の御意見はごもっともだと思います。

ほかに御意見はありますか。

久保委員　漏れなく有権者の方が、例えば議事録を見る、動画を見るなどして、最初から最後まで見られるような環境であるものに関しては、私はその一言一句というところまでは思いません。ですが、これは抜粋して議会の情報として必要なところを市民の皆さんにお伝えしていくということなので、その抜粋する部分について、より市民の皆さんにわかりやすい、要はきちっとした討論であれば討論の形がわかりやすい、そういった形をつくってお伝えするのが、この委員会の１つの趣旨だと思います。そういう視点も踏まえて、私はもう少し市民の皆さんに誤解を生まないようなまとめ方をしていくべきというふうに思います。委員長報告を載せるだけであれば、この議会報編集委員会の中でこういった内容については触れないというふうに決めていただかないと。内容についてどうかというふうに聞かれたので答えているわけで、そこはやっぱりある程度皆さんで議論しながら、それでもいいということであれば、私はそれ以上は言いません。皆さんの中でしっかりと誤解を生じないようにわかりやすくしていこうではないかというところは、ぜひとも御理解をいただきたいなというふうに思います。

委員長　　　　今、内容について話し合ってもらいましたが、私たち議員は市民から直接意見を聞いて、議場で発言するわけですけれども、それを略して掲載しているということです。だから当局が合っている、違っているとはまた違った側面かもしれません。
これを発刊する私たち議会報編集委員会で決めていけばいい問題なので、この中身を見やすくするというのは当然そうなのですけれども、今、松井　邦人委員が言っていたように、今の議会の姿を見てもらうというのが基本にあると思うので、今、久保委員の言われたことは参考にしながら、また私たちで決めていきたいと思います。
ほかに何かありますか。

押田委員　　　私の勉強不足かもしれないですけれども、４ページ、一番冒頭に、議会運営委員会と５つの常任委員会においてというのがあるのですけれども、予算決算委員会も常任委員会になっているのですか。

（「そうです」と発言する者あり）

押田委員　　　ということは、５つというのは予算決算委員会と総務文教委員会と厚生委員会と経済環境

委員会と建設委員会でいいのですか。
それをちょっと確認させてください。

委員長　そのとおりです。５つでよろしいです。
ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長　ただいま皆さんからたくさん御意見をいただきました。
掲載内容について確認なのですけれども、２ページ目、契約案件の小・中学校トイレ環境改善業務委託の後の括弧書きの内容ですね。
Ａブロック、Ｂ・Ｃブロック、Ｄブロック、これを削除すればいいのではないかということですけれども、これについて削除するということで、皆さん、ほかに御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長　なければ、削除します。
その次、木下章広君に対する議員辞職勧告決議の横に、全会一致ということを追記するということ、これについて意見をもらいました。
このことについて、ほかに意見がなければ追

記したいと思います。

議事調査課長　木下章広君に対する議員辞職勧告決議を説明する文章中に全会一致と入っているのですが、それでも載せますか。

松井邦人委員　多分これは久保委員の思いを私が勝手に想像しているのですけれども、細かい字で全会一致というのは入っているのですけれども、それでは気づきにくいので、しっかり太字で全会一致という形を表記したほうが、より伝わるのではないかという思いで発言されたと思います。それは重なっても入れていいのではないでしょうか。

小西委員　そうすると、その上の髙見議員の決議についても賛成多数ということを入れないといけないということになります。その辺は記載してあるのですから、それでいいのではないかと思います。

松井邦人委員　小西委員は今までの話を聞いておられたかどうかわかりませんが、賛否が分かれたものは載せるというふうになっているので、これは賛否が分かれていないので、あえてそうしたらいいのではないかということです。髙見議

員の決議は賛否が分かれておりますので、そこの認識を御理解されているのかどうか、甚だ疑問に感じます。

久保委員　黒で囲って白地で可決した主な議案と書いてありますので、それを言われたら賛成多数で可決しましたという、可決した主な議案になっていますので、そういう趣旨には当たらないというふうに思います。
ただ、なぜ全会一致と入れるかというのは、右側には賛否が分かれたものについて、可決されたものも特筆して書いてありますが、全会一致のものはほかに触れるところがないので、しっかりと強調しておいたらどうかということなのです。ここは全会一致と入れていただければというふうに思います。

委員長　全会一致を入れるということでよろしいでしょうか。

押田委員　決議名のところに全会一致、説明文にも全会一致と記載するのではちょっとおかしいと思うので、説明は勧告する決議を可決した、として、決議名の横のところで全会一致という形ですかね。
同じものを２つ入れるとおかしくなるので、

上のところに全会一致というふうに入れておくという手もありかなと思います。

松井邦人委員　確認なのですけれども、ほかの議案でも全会一致というものが存在しているのでしょうか。その整合性が今度問われてくるような可能性があるのかなとふと思ったので、これはどうすればいいのかなと思いました。
ちょっとわからないので、確認です。

議事調査課長　いわゆる起立採決ではなくて、簡易採決で諮っているものは全会一致です。

委員長　どうでしょうか。

岡部委員　あえて記載しなくてもいいと思います。

委員長　あえて記載しないということで、このままでいくということで進めます。意見書の提出先、国会及び関係行政庁などに提出しましたという部分については、これは主なものを書いて、ほか何件とかそういうふうな表示の仕方だったと思いますが、これについて、事務局どうですか。

議事調査課長　スペースもありますし、そういった形で掲載

するのであれば可能でございます。

委員長　そのように決めます。
次に、３ページについては、１２月１９日厚生委員会の件ですね。この協議事項内容の確認です。

松井邦人委員　それは厚生委員会の担当者と確認して、意見聴取した団体名でいいのではないかなと思います。それを確認してもらった上で、そこは委員長と副委員長の判断にお任せしますので、そういった形で対応していただければと思っています。

委員長　では、これはそのように、厚生委員会に預けたいと思います。３ページは以上です。
次、４ページですけれども、左下の総務文教分科会の反対意見について、これを削除するという御意見がありました。また残したほうがいいという意見もありましたので、これについてどちらがいいか決めたいと思います。
今までの通例で、反対意見として委員長報告のあったものを略して載せた形になっています。これをこのままいくかどうかということですが、今までどおり載せておくということでよろしいでしょうか。

岡部委員　　委員長報告ですから、そのまま載せるべきだと思います。

委員長　　これについて賛否を問いたいと思います。
このままでいいという方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

委員長　　では、この反対意見を削除するという方挙手願います。

〔賛成者挙手〕

委員長　　削除するという委員が多数なので、削除するということで進めていきます。
次は６ページの定員適正化計画について意見をいただきました。
このままの表現でいくということと、あと何かつけ加えるものがあればということだったかと思いますが、このままでいいという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長　　賛成多数でありますので、このままで進めていきたいと思います。調理等業務民間委託に

ついても同じかと思います。
次に、１１ページの傍聴の際の注意事項で御意見をいただきました。
これについて、このままでいいかどうか、また、修正が必要なら私たち正副委員長に任せていただきたいと思いますが、賛否を問います。
このままでいいという方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長　賛成多数で、このままでいきたいと思います。
１２ページについては、御意見があったとおりに訂正するということで進めていきたいと思います。
以上について修正します。
それでは、そのように決定いたします。
なお、お聞きした修正内容と最終校正の詳細につきましては、正副委員長一任とさせていただきたいと思います。
次に、表紙写真案について事務局から説明願います。

議事調査課長　それでは、まず第１案になりますが、「海洋プラスチックごみ問題へのさまざまな取り組み」といたしまして、海洋ごみの削減を目的

としてラッピングを施されましたセントラムの様子ですとか、海洋プラスチックごみの海への流出防止のために試験設置されました網場の様子、それから、ことし３月末まで松川沿いに設置される問題啓発サインの写真を載せております。

第２案は、上段はことしのえとであるネズミの仲間たちで、カピバラやモルモットを写した写真です。それから下段のほうは、昨年生まれました双子のレッサーパンダで、名前が令（れい）と和（かず）ですけれども、紙に書きますと令和ということでございます。

それから第３案になりますけれども、こちらのほうは冬の富山市を彩るホワイトイルミネーションで、昨年の１２月定例会の会期中からことし2月１４日まで、富山駅前ですとか富山城址公園前を彩っているイルミネーションの様子でございます。

それから、先ほども申し上げましたが、表紙の色はピンクになっておりますが、色はこれからでも変更可能ですので、あわせて御協議いただければと思います。

以上です。

委員長　　表紙写真案について、表紙の色を含めて何か御意見はありませんか。

久保委員　　３案ともすばらしいとは思うのですが、個人的には、議会として、政策に関係するものを取り扱うべきではないかなと思います。第３案はちょっと絡むのかもしれないですけれども、第２案は議会としてという視点が欠けるので、もしかしたら一番見たときかわいらしいのは第２案なのですけれども、皆さんにはそういった観点も踏まえて御判断いただければと思います。そういったことから、私は第１案が望ましいのではないかなというふうに思います。

松井邦人委員　第１案のほうの網場を設置したこの写真なのですけれども、例えばどこの川につけたということとかが書いてあると、先ほど久保委員が言われた政策的要素がより伝わるのではないかなというふうに思います。そういった意味では、どこの河川にという形を入れてあげると、より先ほどの趣旨が伝わるのではないかなと思います。
それは環境部に聞けば可能なのですか。

岡部委員　　むしろ、川というよりもこれは何なのかというふうな説明でもいいのではないですかね。

副委員長　　写真の下にコメントが書けるので、どこどこ

川に設置された網場と書けばいいと思います。

委員長　　　今、松井　邦人委員が言われたように、確かに、この網場の簡単な説明と設置箇所についてコメントを載せたほうが私もいいと思うのですが、事務局、その辺は大丈夫ですね。

議事調査課長　写真は環境部のほうからいただいておりますので、環境部に確認をとりますが、特に問題はないと思います。

泉委員　　　せめてごみが引っかかっていてほしいと思いますね。これだとわかりにくいと思います。写真だけで判断できるので、もし写真があればですけれども、ごみがあるものがいいかもしれません。

委員長　　　よく見れば、ごみらしきものが引っかかっていますね。

泉委員　　　ここで除去されていますという姿が見えたほうがいいと思うのです。

委員長　　　御意見として伺っておきます。

泉委員　　　３枚のうちだったら、僕は第１案のほうで、

政策的に寄せておいたほうがいいと思います。

委員長　　　ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

委員長　　　なければ、この３つの案から多数決で決定したいと思います。
まず第１案、「海洋プラスチックごみ問題へのさまざまな取り組み」がよろしい方は、挙手を願います。

〔挙手９名〕

委員長　　　全会一致で表紙は第一案に決定しました。
先ほど意見をいただいた網場のコメント等、これを追記したもので掲載したいと思います。
色についても問題ないということですね。
以上で、掲載内容に係る協議は終了いたしました。
この際、ほかに何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長　　　ないようですので、これをもって議会報編集委員会を閉会いたします。

令和２年１月９日

議会報編集委員会　記録署名

委員長　　成　田　光　雄

署名委員　　久　保　大　憲

署名委員　　松　井　邦　人